

藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会に関する規則

平成 18 年 9 月 8 日
公平委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 4 項、第 11 条第 4 項、第 12 条第 5 項及び地方自治法第 180 条の 3、第 292 条の規定に基づき藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会（以下「委員会」という。）の会議、事務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員会の会議は、必要のあるとき、又は委員からの請求があったとき、委員長が招集する。

2 会議を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項及び会議開催の日時、場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、委員会が必要と認めるときは、公開することができる。

(議事録)

第 4 条 議事録は、事務職員が作成する。

- 2 議事録は、委員会の承認を経て確定する。
- 3 議事録は、委員会の承認を得なければ公開することができない。

(事務職員)

第 5 条 事務職員は、上司の指揮を受け委員会に関する事務に従事する。

2 前項の事務職員には、総務課の職員をもって充てる。

(文書取扱い等)

第 6 条 文書の取扱いその他事務処理等については、別に定めるもののほか、藤井寺市柏原市学校給食組合の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会議事規則（昭和 50 年藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会規則第 1 号）は、廃止する。